

## 令和4年第3回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年2月10日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和4年2月10日(木) 午前10時40分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

### (委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

### (事務局職員)

教育委員会事務局次長	富井 一慶
教育委員会事務局次長	小泉 武士
教育政策課長	篠原 保男
学務課長	工藤 和子
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江
教育センター所長	小林 繁
副参事(特命担当課長)	(教育センター所長兼務)
生涯学習振興課長	熊澤 雄一郎
中央図書館長	勝部 弘樹
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第5号 令和4年度一般会計当初予算案に関する意見について

議案第6号 渋谷区組織条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第7号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第8号 令和3年度渋谷区教育委員会児童・生徒等表彰の決定について

議案第9号 令和3年度渋谷区教育委員会教員表彰の決定について

## 報告

(1) 令和4年度当初予算案について

[資料1：令和4年度（2022年度）渋谷区当初予算案の概要]

## 議事運営等

- 令和4年第3回教育委員会定例会を開会
- [REDACTED]の傍聴希望を許可
- 議事録署名に坂本委員を指名

## ■ 教育長報告要旨

- まず、新型コロナウイルス感染症の発生状況についてである。前回の報告以降も、引き続き、区立幼稚園・小中学校では多数の感染が確認されている状況である。1月27日以降、園児8名、児童224名、生徒39名の感染が確認され、教職員についても、19名の感染が確認されている。また、1月以降の累計としては、園児9名、児童352名、生徒103名、教職員30名となっている。これに伴い、1月以降、学年閉鎖は、小学校で延べ8校・8学年、中学校で1校・1学年生じており、学級閉鎖は、小学校で延べ26校・37学級、中学校で延べ4校・4学級生じている。各学校では、文部科学省の通知を参考に、学級閉鎖等の期間を、土日祝日を含め5日程度を目安とし、学びの保障に留意しつつ、学校内での感染状況等を踏まえ、必要な期間と範囲を判断している。現在、学校内で感染者等が発生した場合の対応としては、児童・生徒が陽性となった場合には、基本的に保健所が登校可能な日を判断しているが、保健所業務の逼迫等により判断が遅れが生じている場合には、保護者の責任において、発症日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過などの一定の基準により療養期間等を判断していただき、対応することをお願いしている。また、オミクロン株の濃厚接触者となった児童・生徒については、国の通知に基づき、感染者と濃厚接触した日の翌日から7日間を出席停止の期間とし、10日までは健康状態の変化に注意して感染予防対策の徹底を求めている。教職員については、陽性者となった場合は、児童・生徒と同様の療養期間とし、濃厚接触者となった場合の自宅待機期間は7日間としている。ただし、学校運営が著しく困難な場合には、自宅待機期間の4日目と5日目に抗原定性検査キットで検査し、2回とも陰性が確認できれば、5日目に校園長の判断で出勤可能としている。次に、ワクチン接種に関する動向であるが、現在、区では、5歳以上11歳以下の子供についても、希望者ができるだけ早くワクチン接種を受けられるよう、区立小学校を活用した巡回型集団接種会場を設けるなどの準備を進めている。一方、教職員に関しては、エッセンシャルワーカーとして、東京都が設置した大規模接種会場で、順次、3回目の追加接種が可能となっている。現在、各学校では、教職員や児童・生徒の学校内での感染拡大に細心の注意を払いながら、児童・生徒の学びを保障するため、オンライン学習を実施している。保護者の理解と協力を得ながら、感染状況に応じた機動的な対応が求められる中、教育委員会としても一層強力に学校・園をバックアップし、この局面を乗り切

っていきたいと思う。最後に、1月31日付けで、松濤美術館館長兼白根記念  
渋谷区郷土博物館・文学館館長の西岡康宏氏が退任し、その後任に、アートデ  
ィレクター、イラストレーターの石岡怜子氏が任命されたので報告する。

◆議案第5号

令和4年度一般会計当初予算案に関する意見について

◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○令和4年度一般会計当初予算案の編成にあたり、法の規定に基づき、区長から  
意見を求められたので、この案を提出する。本区の令和4年度当初予算案につ  
いては、その概要をお知らせしたところだが、そのうち、教育関係予算計上見  
込額は、歳入合計額4億3,587万4千円、歳出合計額79億5,752万  
5千円、債務負担行為合計限度額は、37億8,293万円2千円となっている。  
参考資料として、予算額の大まかな内訳と前年度予算額との比較について  
記載している。はじめに、「令和4年度当初予算案 歳入内訳」についてであ  
る。表は、左から、予算区分の款・項・目、予算額、内訳、令和3年度予算額、  
そして増減額の順となっている。主な増減理由等について説明する。まず、(款)  
使用料及び手数料(項)使用料(目)教育使用料の減は、新型コロナウイルス  
の影響に伴う社会教育館使用料の減額を見込んだこと等によるものである。次  
に、(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)教育費補助金の増は、学校施設  
の各種改修工事に伴う学校施設環境改善交付金の増等によるものである。次に、  
(款)都支出金(項)都補助金(目)教育費補助金の増は、千駄谷小学校校庭  
の天然芝生化に伴う、緑の学び舎づくり事業補助金や、渋谷本町学園の付属校  
舎内の放課後クラブ室設置に伴う補助金の増等が主な理由である。次に、(款)  
諸収入(項)雑入(目)納付金の減は、会計年度任用職員の社会保険料につい  
て、総務部人事課にて一括して計上したことによるものである。これにより、  
歳入合計額は、4億3,578万4千円で、前年度比9,866万3千円の増  
となっている。次に、「令和4年度当初予算案 歳出内訳」についてである。  
表の作りは、歳入の資料と同様になっている。主な増減理由等について説明す  
る。まず、(款)教育費(項)教育総務費(目)事務局費の減は、今年度実施  
している学校施設長寿命化計画推進支援業務委託が終了することに伴う減等  
となっている。次に、(目)教育指導費の減は、会計年度任用職員の人件費に  
ついて、総務部人事課にて一括して計上したこと等により、6,900万円余  
の減となっている。次に、(目)教育センター費の減についても、同様に会計  
年度任用職員の人件費に伴うものである。次に、(項)小学校費(目)学校管  
理費については、3億7,000万円余の増となっている。これは、学校施設  
の改修工事の増等によるもので、小学校運営として予算計上されている具体的

な工事としては、広尾小学校の外壁改修、千駄谷小学校の体育館外壁及び屋上防水改修工事、神南小学校ほか5校の普通教室化改修工事、西原小学校の特別支援教室改修、千駄谷小学校の校庭天然芝生化改修工事、渋谷本町学園の付属校舎新築工事等である。次に、(目) 学校給食費の増は、渋谷ワンダフル給食プロジェクトに伴う経費の増等によるものである。次に、(目) 学校施設建設費は皆増となっており、長寿命化計画に基づくものとして、神南小学校と小学校に隣接する渋谷ホームズとの一体的な整備に当たり、事業の妥当性等を検証するための総合的支援業務委託に係る経費である。次に、(項) 中学校費 (目) 学校管理費の増は、代々木中学校の校庭人工芝生化改修工事に伴う増等となっている。次に、(目) 学校給食費の減は、会計年度任用職員の人件費について、人事課にて集約し計上したことによるものである。次に、(目) 学校施設建設費は皆増となっているが、これは学校施設長寿命化計画の推進として、現在、検討を進めている学校建て替えのロードマップに基づき、まずは、中学校2校の基本計画策定に着手する経費である。次に、(項) 幼稚園費 (目) 幼稚園管理費の減は、預かり保育に係る会計年度任用職員の人件費について、人事課にて集約し計上したことによる減である。次に、(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費の増は、放課後クラブの職員配置の固定化を図る等、運営の充実を図るために委託料を増額したものである。次に、(目) 博物館費の増は、人件費の増によるものである。次に、(目) 図書館費の増は、本町図書館の施設改修工事によるものである。次に、(目) 社会教育館費及び(目) 美術館費の増は、それぞれ施設改修工事の実施に伴うものである。次に、(項) 社会体育費 (目) 社会体育総務費については、皆減となっているが、これは、学校施設開放に係る経費を、(項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費に組み替えたことによるものである。これにより、歳出合計額は79億5,752万5千円となり、前年度と比較して、6億9,642万9千円の増となっている。次に、債務負担行為について説明する。債務負担行為は、複数年度にわたり負担が生じる場合に、あらかじめ後年度の債務を負担できるよう、期間及び限度額を定めて予算を設定するものである。まず、長寿命化計画に基づくものとして、都立地の神宮前5丁目の青山病院跡地に、学校建て替えに必要となる仮設校舎をリースにより整備するものである。期間は、令和4年度から令和11年度までとし、限度額は26億6,420万円である。次に、小学校教室空調設備賃借であるが、これは各教室の空調設備の老朽化に伴う設備の更新を行うものである。期間は令和5年度から令和14年度までとし、限度額は2億384万円である。対象は、臨川小学校、長谷戸小学校、猿楽小学校、加計塚小学校、常磐松小学校、幡代小学校、上原小学校、笹塚小学校、西原小学校、富谷小学校、中幡小学校、千駄谷小学校、鳩森小学校の13校である。次に、渋谷本町学園別棟校舎建設工事であるが、期間は、令和5年度までとし、限度額は3億

8, 281万1千円である。次に、渋谷本町学園別棟校舎建設工事監理等業務委託であるが、期間は、令和5年度までとし、限度額は301万9千円である。次に、神南小学校整備総合事業支援業務委託であるが、期間は令和5年度から令和9年度までとし、限度額は1億4,536万円である。最後に、中学校教室空調設備賃借であるが、各教室の空調設備の老朽化に伴う設備の更新を行うものである。期間が令和5年度から令和14年度までとし、限度額は3億8,370万2千円である。対象は、鉢山中学校、上原中学校、代々木中学校、原宿外苑中学校、笹塚中学校の5校である。

—◇質疑応答 -----  
○なし。

—◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

◆議案第6号

渋谷区組織条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 -----  
(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○渋谷区組織条例の一部を改正する条例に関する意見について説明する。生涯学習振興課及び中央図書館の区長部局への移管等に伴い、「渋谷区組織条例」の一部を改正するとともに、当該条例の附則において、「渋谷区教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」「渋谷区立図書館条例」「渋谷区立社会教育館条例」「渋谷区立松濤美術館条例」「渋谷区文化財保護条例」及び「渋谷区郷土博物館・文学館条例」の6本の条例の一部を改正するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。まず、「渋谷区組織条例」について、教育委員会に係るものを新旧対照表で説明する。第1条では、渋谷区に次の部を置くとして、新たに、「産業観光文化部」及び「生涯活躍推進部」を設置することとしている。「産業観光文化部」は、産業・観光・文化振興施策に関する機動的な推進体制を確保するため、新たに設置されるものである。今回の組織改正において、「産業観光文化部」には、都市交流や国際交流、文化芸術振興に関すること等を所掌する「文化振興課」が移管され、これに合わせて、文化施策の一元化を図るため、教育委員会の生涯学習振興課の事務のうち、「郷土博物館・文学館に関すること」「松濤美術館に関すること」及び「文化財に関する事項」を移管するものである。「生涯活躍推進部」は、区民に学びの場や活躍の機会を提供する施策を総合的に推進するため、新たに設置される

ものである。今回の組織改正において、「生涯活躍推進部」には、アクティブシニア等の生涯を通じた活躍を推進するための事業を所掌する「生涯活躍推進課」が移管され、これに合わせて、区民に学びの場や活躍の機会を提供する施策を総合的に推進するため、生涯学習振興課の事務のうち、「社会教育館と生涯学習に関する事項」を移管し、中央図書館に関しては、「図書館事業課」と名称を変え、「中央図書館及び地域図書館に関する事務」等を移管するものである。第2条では、各部は、次のとおり事務を分掌すると定めており、「産業観光文化部」には「文化財に関する事項」を規定し、「生涯活躍推進部」には「生涯学習に関する事項」及び「図書館に関する事項」を規定している。施行日は、令和4年4月1日である。次に、「渋谷区組織条例の一部を改正する条例」附則第2号で規定する「渋谷区教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正」について説明する。「渋谷区教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づくものであり、同法では、条例の定めるところにより、地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる旨を規定している。第1号では、図書館、博物館、その他の社会教育に関する教育機関のうち条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関する事。第2号では、スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。第3号では、文化に関する事等が規定されており、これらに関しては、長が管理・執行することができることとされている。本改正案は、これを受けた改正となっている。これまで、区長が管理し、及び執行するものとして、「スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）」及び「文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）」としていたが、生涯学習振興課及び中央図書館の移管に伴い、新たに、「図書館、郷土博物館・文学館、美術館及び社会教育館の設置、管理及び廃止に関する事」を加えるとともに、改正前において、「文化財の保護に関する事を除く」としていたものを削除し、「文化財の保護に関する事」を含めた「文化に関する事」のすべてを区長が管理し、及び執行するものと規定している。施行日は、令和4年4月1日である。次に、「渋谷区組織条例の一部を改正する条例」附則第3号「渋谷区立図書館条例の一部改正」、第4号「渋谷区立社会教育館条例の一部改正」、第5号「渋谷区立松濤美術館条例の一部改正」、第6号「渋谷区文化財保護条例の一部改正」、及び第7号「渋谷区郷土博物館・文学館条例の一部改正」は、いずれも「渋谷区教育委員会」を「区長」に改めるものである。また、附則第8号では、これら条例により既になされている承認、登録、指定その他の行為は、改正後の条例によりなされたものとみなすことを規定しており、附則第9号では、渋谷区文化財保護審議会の委員として委嘱されている者は、改正後の条例により委嘱されたものとみなすこと等を規定

している。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第7号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について説明する。本条例案は、「特別休暇として、不妊治療のための休暇を新設する」ためのものである。国家公務員の人事院規則改正により、不妊治療と仕事の両立を支援するための特別休暇が新設（令和4年1月1日から施行）されたことを受け、渋谷区教育委員会においても幼稚園教育職員に同様に特別休暇を設けるものである。具体的な特別休暇の取得要件、日数等については、本条例改正案の可決後に規則改正により規定する予定である。なお、取得要件として、不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とし、取得可能日数は、5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内と規定する予定である。今後、特別区人事委員会への意見聴取を経て、同意を得た後に正式に区議会へ議案として提出される見込みである。また、施行日は、令和4年4月1日である。

—◇質疑応答 -----

(松澤委員)

○取得可能日数が5日あるいは10日であること理由について教えてほしい。  
また、幼稚園教育職員以外の職員については、この内容が既に適用されているのか教えてほしい。

(教育指導課長)

○1点目については、国家公務員の人事院規則改正に伴い、同じ日数を設定していることによる。2点目については、小中学校の教職員については、東京都が令和2年1月1日から不妊症・不育症に係る休暇の整備をしているため、特段



の改正は予定していない。

(松澤委員)

○取得可能日数については、本当に十分なのかどうかということを含め、区の方でも検討していただけると良いと思う。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第8号

令和3年度渋谷区教育委員会児童・生徒等表彰の決定について

—◇説明要旨 -----

非公開

◆議案第9号

令和3年度渋谷区教育委員会教員表彰の決定について

—◇説明要旨 -----

非公開

◆報告1

令和4年度当初予算案について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料1に基づき教育委員会事務局次長が説明)

○令和4年度当初予算案について報告する。資料は、当初予算案の概要として2月4日に、区長よりプレス発表されたものである。1ページの目次、真ん中やや右に記載のあるAからHまでの記号については、基本構想の項目を示している。教育委員会関連では、番号6の学校施設長寿命化計画に基づく学校施設整備が資料に記載されている。4ページに財政規模の推移が掲載され、5ページにあるように、令和4年度の一般会計は1,062億7千万円で、対前年度比6.9%の増となっている。次に、プレス発表された教育委員会関連事業について説明する。19ページからの学校施設長寿命化計画に基づく学校施設整備は、予算規模として、1億600万円を計上している。内容であるが、総合教育会議でも議論いただいたように、新たな学校施設の未来像を描き、学校関係者や地域等とビジョンを共有しながら「ちがいを“ちからに変えること”ができる次世代人材を育む」学校施設を整備するとしている。また、21ページのパラスポーツ・レガシー推進事業、23ページの一般社団法人渋谷ユナイテッドとの連携については、教育委員会もスポーツ部と協議しながら進めていく

いと思う。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委 員 坂 本 眞理子